

アルゼンチン共和国産グレープフルーツ、バレンシア種のスイートオレンジ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日 14生産第10776号生産局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>アルゼンチン共和国産グレープフルーツ、バレンシア種のスイートオレンジ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1 検査及び消毒の確認</p> <p>(1)低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒実施の確認</p> <p>告示6の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則として、アルゼンチン共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)のアに定められた温度（<u>摂氏1.9度又は摂氏3.0度</u>）又はイ及びウに定められた温度（<u>摂氏1.9度</u>）となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。</p> <p>(イ)(ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、<u>グレープフルーツについては19日間摂氏2.3度以下又は23日間摂氏3.2度以下</u>、バレンシア種のスイートオレンジについては21日間摂氏2.2度以下、レモンについては19日間摂氏2.2度以下であることを確認すること。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 消毒の開始の確認</p> <p>告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として、アルゼンチン共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p>	<p>アルゼンチン共和国産グレープフルーツ、バレンシア種のスイートオレンジ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1 検査及び消毒の確認</p> <p>(1)低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒実施の確認</p> <p>告示6の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則として、アルゼンチン共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)のア、イ及びウに定められた温度（<u>摂氏1.9度</u>）となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。</p> <p>(イ)(ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、<u>グレープフルーツについては19日間摂氏2.3度以下</u>、バレンシア種のスイートオレンジについては21日間摂氏2.2度以下、レモンについては19日間摂氏2.2度以下であることを確認すること。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 消毒の開始の確認</p> <p>告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として、アルゼンチン共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p>

(ア)生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)のアに定められた温度(摂氏1.9度又は摂氏3.0度)又はイ及びウに定められた温度(摂氏1.9度)となっていることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所(空調設備を共有する複数の船室(以下「複数デッキ」という。))にあつては、各船室ごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあつてはコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(イ)～(エ) [略]

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、アルゼンチン共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) [略]

(イ)当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、引き続き生果実中心部の温度が、グレープフルーツについては19日間摂氏2.3度以下又は23日間摂氏3.2度以下、バレンシア種のスイートオレンジについては21日間摂氏2.2度以下、レモンについては19日間摂氏2.2度以下であることを確認すること。

(3) [略]

2～6 [略]

(ア)生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)のア、イ及びウに定められた温度(摂氏1.9度)となっていることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所(空調設備を共有する複数の船室(以下「複数デッキ」という。))にあつては、各船室ごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあつてはコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(イ)～(エ) [略]

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、アルゼンチン共和国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) [略]

(イ)当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、引き続き生果実中心部の温度が、グレープフルーツについては19日間摂氏2.3度以下、バレンシア種のスイートオレンジについては21日間摂氏2.2度以下、レモンについては19日間摂氏2.2度以下であることを確認すること。

(3) [略]

2～6 [略]